

## 令和6年度 商品中古自動車の自動車税(種別割)減免申請について

4月1日現在において、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車で、一定の要件を満たすものは、自動車税種別割の一部について減免を受けることができます。

### 減免対象となる商品中古自動車の要件

- ① 令和6年4月1日午前0時現在、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車で、一般財団法人日本自動車査定協会(以下「査定協会」という)により、商品中古自動車であることが証明されていること。
- ② 令和6年4月1日午前0時現在、自動車検査証の所有者、使用者及び古物商許可証の名義が申請者と同一であること。
- ③ 新規登録(新車・中古車とも)により取得した自動車ではないこと。

#### 注意1

直近の登録事由が変更登録などの場合であっても、取得時の登録事由が新規登録(新車・中古車とも)となっている自動車、代車、社用車、レンタカー、積載車及び軽自動車は減免対象外です。

#### 注意2

法人名義の古物商許可証で、法人の代表者個人名義の自動車は申請できません。

### 減免対象となる商品中古自動車販売業者の要件

- ① 古物営業法第3条の規定による古物の営業の許可を受けていること。
- ② 申請名義人に納税義務があるすべての自動車(減免申請対象車以外も含む。)の自動車税(種別割)及びこれにかかる延滞金に滞納がないこと。
- ③ 申請名義人に納税義務があるすべての自動車(減免申請対象車以外も含む。)の令和6年度自動車税(種別割)を納期限(令和6年5月31日)内に完納していること。

#### 注意

申請期限(令和6年5月31日)までに抹消登録された自動車でも納期限(令和6年5月31日)までに令和6年度分の年税額又は抹消登録月までの月割額について納付が必要です。

(6月以降に抹消登録する自動車は年税額の納付が必要です。申請時点で5月抹消予定のものも一旦年税額を納付しておく方が確実です。)

\*例年、期限後納付や転売済み自動車に係る納付忘れ等のため、減免を受けていただけない場合があります。届いた納税通知書に係る全ての自動車について納期限前に再度未納がないかどうか確認願います。

- ④ 地方税に関する法令の規定に基づき罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28の規定により通告処分(料りに相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者にあつては、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。

### 減免額(還付する額)

年税額の12分の3(3か月分)以内(減免額は8月に還付を予定しています。)

※ 申請期限までに抹消登録された場合は、その月までの月割額が減免額となります。ただし、令和6年5月31日までに、令和6年度分の年税額又は抹消登録月までの月割額について納付が必要です。(抹消登録が令和6年6月以降の場合は、令和6年5月31日までに年税額の納付が必要です。)

## 申請手続き

- 1 申請受付期間 令和6年5月1日(水)から 5月31日(金)まで
- 2 申請書受付場所 一般財団法人 日本自動車査定協会京都府支所(京都自動車会館3階)
- 3 必要書類 ※添付書類は、1台ごとに、申請書の連番順にまとめてください。
  - ① 商品中古自動車証明申請書(兼 商品中古自動車の自動車税(種別割)減免申請書)  
※ 申請用紙(紙ベース)は、一般財団法人 日本自動車査定協会京都府支所にあります。  
また、同査定協会京都府支所HP及び京都府HPに 申請用紙の電子データを掲載しております。登録番号等、必要事項を入力後、プリントアウトしてご提出ください。
  - ② 自動車検査証の写し(登録事項等証明書は不可。)又は電子車検証の場合は自動車検査証記録事項(※)  
※ 令和5年1月以降に交付される電子車検証は表示項目が限定されるため、従前と同様の記載内容の自動車検査証記録事項(当分の間電子車検証と同時に交付されます。  
また、電子車検証のICタグを専用アプリで読み取れば個別に印刷可能)を添付してください。
  - ③ 古物商許可証の写し(古物行商許可証及び行商従業者証は不可)  
※ 住所や氏名等を変更されている場合は手帳の異動事項欄の写しも必要です。  
※ 古物営業法の改正により、改正前に古物営業許可を受けている方は、令和2年3月31日までに警察署への届出書(許可の更新手続)が必要です。手続きを取られていない場合は古物営業許可が失効し、減免が受けられなくなります。
  - ④ 古物台帳の写し(又はパソコン受入帳等の写し)(申請車両の記入されているページ)
- 4 その他
  - ① 4月1日以後申請日までに廃車等された場合は、当該事項を証する書類を提出してください。
  - ② 証明手数料は、自動車1台につき550円(消費税込)です。
  - ③ 自動車税(種別割)減免申請書は、一般財団法人日本自動車査定協会京都府支所から京都府自動車税管理事務所に提出されます。
  - ④ 申請書の「申請者控用」については、一般財団法人日本自動車査定協会京都府支所でお渡しします。

## 減免申請手続きのお問い合わせ

一般財団法人 日本自動車査定協会京都府支所 ☎(075)671-3111  
〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館3階)

## 減免制度のお問い合わせ

京都府自動車税管理事務所 課税担当 ☎(075)672-6155  
〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町51-7

## よくある質問

- Q** 納期限内納付の要件があると聞きましたが、どのような点に注意する必要がありますか？
- A**
- ・減免申請者が納税義務者となっているすべての自動車税(種別割)(減免申請自動車以外の自動車税(種別割)も含む)について、①延滞金も含めて滞納がないこと、かつ、②令和6年度の自動車税(種別割)を納期限内(令和6年5月31日まで)に納付していることが要件となっています。
  - ・キャッシュレス(クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等)で納付される場合は、操作ミス等により結果的に期限後納付となり減免を受けていただけないケースがありますので、御留意願います。
- Q** 令和5年1月から車検証が電子化されたと聞きましたが、どのような点に注意する必要がありますか？
- A**
- ・自動車検査証記録事項(当分の間電子車検証と同時に交付されます。また、電子車検証のICタグを専用アプリで読み取れば個別に印刷可能)を添付願います。